

久留米市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（抜粋）

（建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置）

第 3 条 駐車場整備地区において、別表第 1 の（ア）欄に掲げる建築物の用途の種類に応じ、同表の（イ）欄の規模のものを新築し、又は当該規模となる増築をし、若しくは当該規模のものについて増築をしようとする者は、同表（ア）欄の種類ごとに同表（ウ）欄により算定した規模以上の規模を有する駐車施設を当該建築物、又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

別表第 1 （第 3 条関係）

（ア） 欄 建築物の用途	（イ） 欄 建築物の規模	（ウ） 欄 駐車施設の規模
建 築 物 の 全 部 を 特 定 用 途に供するもの	延べ面積（観覧場の屋外観覧席を含 み、駐車施設の用途に供する部分の 床面積の合計を除く。（ウ）欄におい て同じ。）が 2,000 平方メートルを 超えるもの	延べ面積が 2,000 平方メートルを 超える部分（増築にあっては、この 部分のうち増築に係る分とする。） の面積に対して、400 平方メートル までごとに 1 台。（400 平方メー トル未満の端数は、切り捨てるもの とする。）
建 築 物 の 全 部 を 非 特 定 用途に供するもの	延べ面積（駐車施設の用途に供する 部分の床面積の合計を除く。（ウ） 欄において同じ。）が 3,000 平方メ ートルを超えるもの	延べ面積が 3,000 平方メートルを 超える部分（増築にあっては、この 部分のうち増築に係る部分とす る。）の面積に対して、450 平方メ ートルまでごとに 1 台。（450 平方 メートル未満の端数は、切り捨てる ものとする。）

※特定用途とは

駐車場法第 20 条第 1 項の規定により駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）第 18 条に規定する劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場の用途をいう。

※非特定用途とは

特定用途以外の用途をいう。